

いよいよスタート



札幌商工会議所専門相談員
税理士 佐藤寿志

会社設立(法人設立)の

手引

佐藤寿志税理士事務所 編
2015/8 第1版

法人設立までのイメージ

会社概要の決定

事業内容をさまざまな面から検討し基本的事項を決定します。

商号(社名) / 事業の目的(事業内容) / 本店所在地 / 資本金額 / 発起人 / 役員 / 設立日 / 決算月 など

商号・目的確認

法務局で「類似商号」「事業目的」の適否を確認します。

会社印鑑の作成
印鑑証明書の取得

登記書類の作成

定款・登記書類の作成を行います。

資本金の払い込み

定款認証

公証人役場で定款の記載内容が、法律等で定められたとおりに記載されているという証明をもらいます。

設立登記申請

法務局にて会社設立登記申請をします。
1週間ほどで「登記簿本」「印鑑証明書」が取得できます。

会社設立後の届出

会社設立後3ヶ月以内に

税務署・都道府県税事務所・市町村役場への届出をします。

会社設立完了！事業スタートです。

【1】法人設立に要する費用

(1) 最低限必要な費用

		ご自身で設立	一般的な事務所
設立 実費	定款認証印紙代	40,000 円	0 円
	定款認証手数料	52,000 円	52,000 円
	登録免許税	150,000 円	146,000 円
	実費計	242,000 円	198,000 円
手数料		0 円	84,000 円
その他		別途 郵送代・ 交通費が必要	10,500 円
計		242,000 円	292,500 円

上記は株式会社の設立費用です。外部に依頼すると印紙代が削減出来ますが手数料が発生します。また、合同会社では登録税が 150,00 から 60,000 円に減額します。

しかし、将来を考えると株式会社で設立することをお勧めします。

(2) ご自身で設立するか、外部に依頼するのどちらが有利

これから皆さんは経営者となります。しかも、開業準備でこれもやらなければ・・・でも時間が足りない・・・という状況ではないでしょうか？

そう考えると貴重な時間を大切にするために外部に依頼する方が良いのではないのでしょうか・・・。

(3) 資本金

設立時に必ず用意します。少ない金額でお話する方が多いのですが・・・創業資金を借入する際には原則として資本金の 2 倍が基準となりますので借入をお考え方は多めの金額にしておく必要があります。

【2】会社設立までの流れ

1 定款の作成

定款は、「会社の憲法」とよばれる会社の基本的なルールを定めるものです。外部にご依頼の場合には司法書士が原案を提案いたしますのでご安心ください。

重要な部分につきましては、経営者様に決定していただきます。

2 定款の認証

最終決定した定款を公証役場にて認証を受けます。ご自分又は司法書士が公証役場にて手続を行います。委任状にご署名・押印いただくことと・・・

経営者様の印鑑証明書 1 通と公証人への手数料約 5 万円が必要です。

3 出資金（資本金）の払い込み

定款認証後、発起人（経営者様）の個人の銀行口座に発起人（経営者様）の名前で出資金（資本金）を振り込んでいただきます。（預入ではありません）

振込後、通帳を記帳していただき、そのコピーを法務局に提出します。経営者様が既に開設されている銀行口座ですと、他の入出金の記録も法務局に提出することとなってしまいますので、今回、新規に口座を開設されることをおすすめいたします。

4 設立登記申請

定款、通帳のコピー、その他の必要書類にご署名・押印いただき、法務局に提出します。1 週間から 10 日ほどの審査期間を経て会社成立となります。

申請の際に登録免許税（印紙代）1.5 万円が必要です。

5 登記後の手続き

登記完了後、税務署、道税事務所、市役所、社会保険事務所などへの設立の届出・手続が必要です。

【3】登記に必要な書類

漏れが無いようにチェックして下さい。

- (1) 会社の実印 1 個
(会社の名前が決まった後に作成してください。今後の会社の印鑑証明書の印(実印)となります。)
- (2) 発起人兼代表取締役 (経営者様) の個人の印鑑証明書 (3 ヶ月以内)
2 通
- (3) 発起人個人のご実印 1 個
- (4) 会社のヨコ判 (ゴム印) (作成しなくとも、会社の設立登記は可能です。)
1 個
- (5) 発起人個人の運転免許証 1 通
- (6) 登記関係費用 (登記書類に押印時に司法書士にお渡し下さい)

当事務所と月次顧問契約の場合の設立費用

公証人手数料	50,000円
登録税	150,000円
司法書士手数料	43,200円
合計	243,200円 (実質 200,000円)

月々の顧問契約の場合は決算後にお返しします。

当事務所と年間顧問契約の場合の設立費用

公証人手数料	50,000円
登録税	150,000円
司法書士等手数料	86,400円
合計	286,400円

法務局、税務署、北海道、市役所等の提出はサービス

【4】今後の流れ（当事務所とご契約の場合）

（１）税理士との打ち合わせ

（２）司法書士との打ち合わせ

事前に税理士から司法書士に連絡しますので都合の良い時に司法書士に経営者様が連絡してください。

〒047-0024 小樽市花園二丁目 8 番 1 8 号

司法書士 荒内 亮 事務所

電話 0134-26-6645 FAX 0134-25-1806

携帯 090-3778-3191

e-mail grenzverwirrung8@gmail.com

毎回、経営者様が司法書士事務所に行って頂くことが前提となっております。もし、お時間が取れない場合には司法書士が経営者様のお宅（事務所）を訪問する事も可能です。その場合には一回当たり 1 万円の日当が発生します。

（３）司法書士との面談後 7 日前後で定款の原案が作成されます。

（４）経営者様が原案を承認した後に定款を公証人が認証します。

（５）定款認証後、登記書類に押印し法務局に書類を提出します。10 日前後で登記簿謄本（登記事項証明書）法人の印鑑証明が作成されます。

役所への提出時に法定費用を支払いますので登記書類への押印時に登記関係費用を司法書士にお渡しください。

（６）銀行口座の開設・・・登記簿謄本、印鑑証明が必要です。

社会保険に加入予定の方は事前に社会保険事務所から加入書類一式を貰い口座の確認手続きを一緒行くとスムーズです。

（７）社会保険の手続き（健康保険、厚生年金）・・・定款、登記簿謄本、預金口座の確認印が必要です。

（８）税務官庁（税務署、道税事務所、市役所）の手続き・・・税理士が提出します

【5】経営者様に決定していただく事項

経営者様に決定していただく事項は次のとおりです。別紙 定款案 をご覧のうえ、ご検討いただければと思います。

1 会社の名前（商号 定款第 1 条）

同一または似たような商号の会社が既に存在する場合は、トラブルの元となりますので、その商号を使うことはお勧めいたしません。候補案を決めていただければ司法書士が同一・類似商号の会社が無いか調査いたします。なお、会社設立後に商号の変更をすることは可能で

すが、費用（5万円ほど）がかかります。

2 会社の目的（事業内容 定款第2条）

会社が行う事業（商売）について定めます。数に制限はございません。将来的に行う事業を予め定めておくことも可能です。事業内容につきましてお知らせいただければ司法書士が候補案をご提案することも可能です。

3 会社の住所（本店所在地）

会社の住所を定めます。

4 発行可能株式総数（定款第5条）

今後、発行する株式の上限数を定める必要がございます。上限数に制限はございませんが、一度定めた上限数を超えて株式を発行する際は、この上限数の変更の手続きが必要となります（費用がかかります）。特にこだわりが無ければ今回発行する株式数の4倍の株式数をおすすめいたします。

5 株式の譲渡制限規定（定款第7条）

今後、他の方から出資を募った場合等、株主が増えることがございます。その場合に株主に株式を自由に譲渡することを認めると、会社にとって都合の悪い方などが、新たな株主となる可能性があります。そのようなことを防ぐために株式を譲渡する際は、会社（株主総会）の了解（承認）を得てから譲渡するというルールを定めることが可能です。まずは、このルールを定めておくことをお勧めいたします。

6 代表取締役の決定方法（定款第20条）

今後、役員（取締役）が増えた場合に、代表取締役（社長）をどのように決めるかを定めます。定款案では取締役が2人以上いる場合に1人だけを代表取締役とすることとしておりますが、取締役全員を代表取締役とすることも可能です。

7 取締役の任期（定款第21条）

取締役には任期がございます。任期が満了いたしましたら必ず後任者を選ばなければなりません（同じ人がなってもかまいません）。後任者を選ぶ度に、法務局にて役員の更新（役員変更登記）の手続きが必要となります（費用が3万円弱かかります）。

任期につきましては、原則として2年となっておりますが、5の株式の譲渡制限規定がありますと10年まで引き延ばすことができます。役員変更の登記費用を減らすうえでは10年とすることが良いかと思いますが、10年と定めると任期について忘れてしまうことがあります（役員変更の登記を怠りますと最高で100万円の罰金（過料）が課される場合があります）。任期が定まりましたら第28条の設立時取締役の任期も定めたいと考えております。

8 事業年度（定款第22条）

会社の決算期を定めます。税金の申告と深くかかわりますので、税理士とよくご相談のうえ

決定してください。

9 資本金の額、1株の金額（定款第24条）

今回、会社の設立する際の資本金の金額を決定していただきます。また、1株の金額（例：1株1万円）も決定していただきます。それに応じて発行株式数が決定されます。

10 発起人、設立時取締役（定款第26条、27条）

今回の設立に際しての発起人（会社成立後の株主）と取締役を決定していただきます。定款案では、経営者様お一人としておりますが、増やすことも可能です。なお、定款には、経営者様（発起人及び取締役）の正確なご住所（住民票・印鑑証明書に記載されているご住所）を記載する必要があります。「条 丁目 番号」と省略しないご住所をお知らせください。

その他の定款のルール（条文）につきましては、一般的なものになって原案を作成しますが個々のルールを変更することももちろん可能です。

定款は、「会社の憲法」となる大切なものですので、見本を確認し十分にご検討いただければと思います。

見本

定 款

第1章 総 則

（商号）第1条 当社は、株式会社（又は、株式会社）と称する。

（目的）第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1
- 2
- 3

（本店所在地）

第3条 当社は、本店を 北海道 市 に置く。

（公告）

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式は、株主総会の承認を得なければ譲渡することが出来ない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第16条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第20条 当会社に取締役が2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 当社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附 則

(設立時発行株式の数、資本金、資本準備金及び設立に際して出資される財産の価額)

第24条 当社の設立時発行株式の数は 株、資本金は金 万円、資本準備金は金 円、設立に際して出資される財産の価額は、金 万円とする。

(最初の事業年度)

第25条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成 年 月 日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 北海道札幌市

(発起人)

第27条 当社の発起人の氏名及び住所、発起人が割り当てを受けた株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

北海道札幌市

発起人

割当株式数 普通株式 株払込金額 金 万円

(設立時取締役の任期)

第28条 設立時取締役の任期は、第21条の規定にかかわらず、平成 年 に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 年 月 日

発起人

上記発起人の定款作成代理人

北海道

司法書士

【6】困った時の相談窓口

札幌西税務署 〒063-0824
札幌市西区発寒4条1丁目7番1号
電話:011-666-5111

札幌商工会議所 西支所 〒063-0051
札幌市西区 宮の沢1条1丁目1-3 宮の沢1条ビル3階
電話番号:011-665-6431

	相談場所	相談日	専門家
経営相談	本所・中央支所	毎週 月・火・水・木・金曜日 (9:30~16:00)	中小企業診断士 税理士 行政書士
税務・経理相談	本所	毎週 月・火・水・金曜日 (9:30~16:00)	税理士
	中央支所 西支所・北支所 豊平支所・白石支所	毎月 第3火曜日 (9:30~16:00)	税理士

●ご相談について

- ・秘密は厳守いたします。
- ・おひとり、約30分とさせていただきます。資料をご用意されると便利です。
- ・原則、予約は受け付けておりません。当日、直接、窓口にて受付をお願いいたします。
- ・相談は、受付順となりますので、お待ちいただく場合もございますので、予めご了承下さい。



お問い合わせ・お申し込み 本所(市内全域) 中小企業相談所 運営・金融課(運営担当) 011-241-1766

◆ 中央支所(中央区) 241-7381

◆ 札幌駅北口支所(北・東区) 756-8181

◆ 西支所(西・手稲区) 665-6431

◆ 豊平支所(南・豊平・清田区) 323-7166

◆ 白石支所(白石・厚別区) 862-7255

札幌商工会議所 中小企業相談所西支所

担当 専門相談員

税理士 佐藤 寿志

事務所:札幌市手稲区手稲本町2条2丁目4-7

TEL:011-699-5925 FAX:011-699-5926

<http://www.satou-zeirishi.net/>